

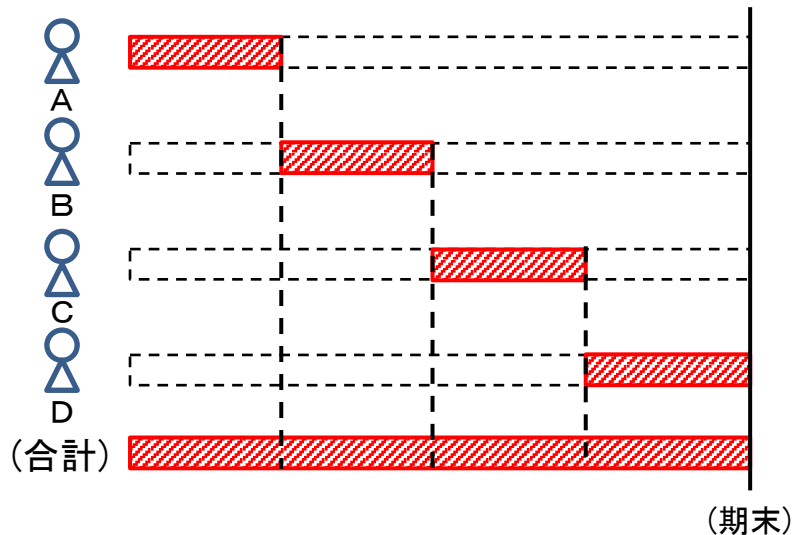
# 退職給付引当金の算定について(在籍期間で按分する場合)

- 過去、一般会計及び公営企業会計に在籍したことがある職員について、各会計における在籍期間で按分して各会計の退職手当負担分を算定する場合の退職給付引当金の算定における考え方は以下の通り。

- 公営企業会計への在籍期間の年数按分等で計上することを原則とする。
- ただし、システム対応等の準備が整わない期間については、現在所属している職員の一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を公営企業会計負担分として算定しても差し支えない。(以下、解説)

(例) ある公営企業会計の一の役職に、これまで下記A～Dの各人が就いていた場合

※下の赤斜線部分が、各人が当該役職に就いていた時期であり、公営企業会計における負担分を示す。白抜き部分は一般会計負担分。



- 公営企業会計の退職給付引当金算定に当たっては、A～D各人にかかる期末要支給額を算定し、うち公営企業勤務分を年数按分等で計上するのが原則。
- ただし、人事異動により当該役職に就く職員の職位等が同等であれば、赤斜線部分を全て加えた当該役職に関する公営企業会計負担分は、期末に所属する職員Dの(一般会計分も含めた)期末要支給額分に等しい。

従って公営企業会計負担分の合計は、人員構成等に大きな違いがなければ、公営企業における全役職の期末要支給額分に等しく、算定方法も年度末に所属している職員の一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を公営企業会計負担分とする方法で差し支えない。